令和５年度　江戸川区立船堀第二小学校人権教育全体計画

人権に関する法令
- 日本国憲法
- 教育基本法
- 学習指導要領
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 人権教育・啓発に関する基本計画
- 東京都人権施策推進指針
- 東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- 人権教育の指導方法等の在り方について
- 児童の権利に関する条約等

学校教育目標
○進んで学習する子ども
○思いやりのある子ども
○じょうぶな子ども

児童・保護者・地域の願い
○確かな学力の定着
○思いやりの心の育成
○表現力の育成
○社会性の育成
○心と体の健康

人権教育の目標
○全ての教育活動を通してあらゆる偏見や差別をなくし、児童一人一人の望ましい人間関係の確立と自己実現を図る

校内研究の目標
○「授業改善と日々の取組で児童の学寮向上を図る」をテーマに、国語科の指導の工夫を研究する。

育てたい児童像
○進んで人とのかかわりをもち、望ましい人間関係を築こうとする児童
○自分を大切にし、他者を思いやり、共に生きようとする児童

全教育活動における指導のねらい
人とのかかわり合いの中から自他を尊重する心を育む

年間指導計画作成のための方針
○学校のすべての教育活動において体験的な活動を重視する
○体験的な活動を通して、児童一人一人が言葉によって自分の考えを深化させたり、いろいろな方法で表現し合ったりする学習活動を展開する

学年・学級経営
○できる喜びを味わえる学習を展開していく
○体験的問題解決的な活動を重視した学習をすすめる
○コミュニケーション能力を育成する
○思いやりの心を育成する

日常的な指導
教師と児童及び児童相互が信頼し合える関係を深めるとともに、日常の学校生活での差別事象や基本的人権に関わる問題について気付くよう指導する

教科等の指導
学習指導要領の示す目標や内容と人権教育との関連、また、個別の人権問題との関連を明確にして指導する

人権教育の年間指導計画のための方針
○児童の発達に即して人権教育の視点に基づいた指導計画を作成し、実行する
○体験的な活動、問題解決的な活動を通して、自己の生き方について考えられるようにする
○集団や社会の一員として、互いを思いやりながら活動し、自主的・実践的な態度を養う

教職員の研修
○生活指導事例研究会を実施する
○保健指導上配慮が必要な児童の連絡会を開催する

校種間の連携
○幼・小・中連携教育の推進と、情報共有をする

家庭・地域との連携
○人権教育推進の具体的方策を知らせて理解を求めると共に、学校行事や各種体験的活動への支援協力をお願いする